

高井・岡芹法律事務所 中国情報

2014年 No.69 涼秋号

＜巻頭言＞ ～世代代 友好下去～中国の友よ！

ここに発行日2002年10月22日「中国で成功する人事労務の戦略戦術」と題する我が著作がある。日本国際貿易促進協会の機関紙「国際貿易」に「中国における人事労務基礎講座」として（王麗華氏との共著）25回に亘り連載した原稿を原資料としたものである。私は、その序文に‘中国に進出した日本企業が一社でも成功を収め、彼の地の人々とともに豊かになり、発展して行ってほしい——。そんな思いで私はこの本を書いた’と記している。中国の経済発展は凄まじく、2010年には日本のGDP総額を超え、米国に次いで2位となり、購買力平価（PPP）換算では今年中に米国を超えるを目されている。2003年2月のある日、この本を読んで甚く感激した、是非とも著者本人にお会いしたくて参上した、と一人の中国人が弊事務所を訪れた。当時、北京孚晟律師事務所のパートナー律師であった王建寧先生である。その熱い思いに打たれ、爾来、最も親しい中国の朋友としてご交誼願ひ、2006年10月、弊北京代表処が開設された際には、徳恆法律事務所に移籍されていた同先生に高級顧問として就任頂いている。著作者冥利に尽きるとは正にこのことであろう。

さて、私は1985年の初訪中以来、よく中国を旅したが、自慢は故毛沢東主席の故郷湖南省韶山と四川省広安県にある鄧小平先生の生家を訪ねたことである。何れも建国の父、また改革開放の父であるが静謐な中に厳粛な教育を偲ばせる誠に印象深い佇まいであった。

私も5月に齡77歳を迎えたが、間の悪いことに、6年前に発症した突発性難聴がこの3月18日に再発、急速に悪化しつつあるのを感じている。昨今の好ましからざる日中関係に心痛む毎日ではあるが、飛行機厳禁のため中国に飛べぬこの身が誠にもどかしい。それにしても、中国の友よ！‘撤退’をまで考えねばならぬ今の日中関係は悲しくてならない、いつ如何なる時も日中友好の為に、と念じて邁進してきたこの道が遥か末代まで、そう‘世代代 友好下去’と続くよう願うや切である。

（文：会長弁護士 高井 伸夫）

＜中国人／企業から日本で裁判を提起された場合の対応について②＞

中国企業が日本企業を相手に日本の裁判所に訴訟を提起した場合、日本企業としては、日本の裁判所における訴訟提起は認められない旨の反論を主張できるかを検討する必要がある。

契約書に管轄裁判所を日本とする旨の定めがある場合、原則として日本における訴訟提起が認められる。また、契約書等に管轄の定めがない場合でも、被告企業の主たる事務所又は事業所が日本国内にあれば、日本の裁判所において訴訟を提起することは可能である。日本

企業であれば日本国内に主たる事務所又は事業所があることが多いとはいえ、仮に契約書に管轄の定めがなかった場合でも、日本の裁判所に訴訟を提起できるケースが多いであろう。

なお、主たる事務所又は事業所が日本国内にない場合、原告企業の請求内容や被告企業が日本に有する資産状況等に応じて、日本の裁判所における訴訟提起が認められるか否かを検討する必要がある。

(文：東京中国室 弁護士 五十嵐 充)

<中国と日本の時効制度の比較>

時効とは、一定の時間の経過によって、債権又は請求権が消滅する、又は所有権など取得するという制度です。時効制度の存在理由は、長期の継続状態を尊重することで社会秩序や法律関係の安定を図る点にあります。

日本では債権の消滅時効は一般に10年ですが、これが民法改正の議論の中ではより短い期間にされようとしています。商取引などの社会的な行為の実行速度が速く、頻繁になったことを背景に、より短いタームでの法律関係を安定させる方が良いとの判断が働いているようです。

さて、一方中国の時効制度は日本の時効制度と異なるところが多くあります。今回は簡単に違いと留意すべき点をまとめてみました。

【日中時効制度比較表】

	中国	日本
消滅時効期間	一般的に 2年 (例外あり)	一般債権 10年、商事債権 5年 (多くの例外あり)
消滅時効の中断	訴訟提起のほか、一方 当事者の要求 の提出、又は義務の履行の承諾で生じる	裁判上の請求、差押え等、承認
時効の性質	訴訟提起ができなくなる	時効を援用 (相手への主張) すると債権が消滅
取得時効の有無	なし	あり

まず必ず留意しなければならないのは、中国においては債権の消滅時効は2年とされている点です。例外はありますが、1年の短期の消滅時効しか民法上は規定されていません。一般の債権が10年、商行為による債権が5年を基本とする日本の制度に比べて債権の消滅時効が短いので、管理には細心の注意が必要です。

一方で、時効期間の計算が一からに戻る「中断」については、中国のほうが裁判外の請求で認められるため、より容易といえます。

つまり、中国の消滅時効の制度は期間が短い一方で、中断も比較的容易にできるため、債権管理に留意していれば、時効で債権が消滅してしまったということは防ぎうるのです。

それではどのような債権も2年で訴訟を提起できなくなるかということそうではありません。中国に関わるビジネスパーソンが特に知っておくべき例外として、残業代を含む労働報酬債権の消滅時効が挙げられます。

労働紛争調停仲裁法においては裁判より前に労働仲裁を起す必要があります。この労働仲裁が提起できる時効期間は1年とされています。

但し、労働報酬の支払いの遅滞に起因する紛争（残業代も含まれると解されます）については、この制限を受けません。但し労働関係が終了した場合は1年以内に申立てをしなければならぬとされています。

このように時効というのは、本来の権利を社会的な理由から消滅させるという一種の法的フィクションですから、国や社会の在り方によって大きく形が異なりうる制度です。ビジネスに直結する制度ですので、中国では時効は2年であるが裁判外の請求で中断するという点だけでも頭の片隅に入れておいてください。

その他にも、直接的な影響はないですが、日本と異なり消滅時効の要件を満たしても権利そのものは消滅せず法律上訴訟を起して強制執行を求めることが出来なくなるという点、また取得時効がないので土地を幾ら占有しても所有権を取得できない点など違いは幾つかあります。

(文：上海代表処 首席代表弁護士 東城 聡)

< 【中国法律情報】 中国最新法令について >

1. 「国務院オフィス庁の多措置による企業融資コストが高い問題を和らげることに関する指導意見」（国務院オフィス庁2014年8月5日発布、同日実施）

中国の経済成長のスピードが落ち、経済の情勢が下降する傾向にあり、産業構成の調整の時期にある。中小企業の融資コストが高い問題を解決し、経済の安定的な成長を果たし、改革を推進するために当該指導意見を発布した。その主な内容は、以下のとおりである。

- 一、引き続き堅実な貨幣政策を実施し、信用ローンの総量の適切な成長を促し、農業、中小企業への融資を促進する。
- 二、金融機関の資金調達のコストの不合理な上昇を抑止する。
- 三、商業銀行がローンの管理を強めることを促し、ローン資金の流れを厳密に監視し、ローンが目的外に別途使用されることを防ぎ、直接に実体経済へ流れることを保障する。
- 四、不合理な金融サービス費用を取り締まる。
- 五、事前のローンの延長審査、年度審査等の制度を実施し、ローンの審査及び支払い作業の効率を高める。

2. 「人材資源社会保障部の職業資格の許可及び認定を削減に関する通知」（人材資源社会保障部2014年8月13日発布、同日実施）

中国で行われている職業資格の許可及び認定を削減するために当該通知を発布した。その主な内容は以下のとおりである。

- 一、法令上の根拠に依拠せず、又は、その正式な決定手続きによらずに国務院が設定した職業資格（職業に参入するためのライセンス）を取消す。管理上、当該資格に管理が

不可欠な場合、国務院人材資源社会保障部に申請し、レベル評価の資格として設定することができる。

二、国務院人材資源社会保障部は、監督機関として定期的に職業資格目次リストを公表し、職業資格管理の統一、規範的な管理を行う。今後、新設する国の職業資格は、すべて国務院人材資源社会保障部による管理が行われ、各地域、部は、国の職業資格を設定してはならない。

3. 「税関総局、商務部の中国上海自由貿易試験区から輸入する自動輸入許可管理貨物の通関作業の無紙面化の試みに関する公告」（税関総局、及び商務部 2014 年 8 月 5 日発布、同日実施）

当該公告により、2014 年 8 月 5 日から上海自由貿易試験区から輸入される自動輸入許可管理に属する貨物（原油、燃料油を除く）の一回性の輸入許可は、紙面による自動輸入許可書を提出することなく、インターネットで自動輸入許可書の電子データを確認する方法で行われることになる。

（文：北京代表処 カウンセル 包 香玉）

<中国は今…> ～1.5兆円の個人資産～

習近平国家主席は、「トラもハエも叩く」との固い決意で腐敗退治に血道を上げている。そして遂に胡錦濤前主席時代の No. 9 であった周永康元常務委員をお縄にした。実に 600 日に及ぶ周到な準備の結果であるという。これで「刑不上常委」（刑は常務委員に及ばず）との潜規則（暗黙の掟）を破ったことになる。脛に傷を持たない人はないといわれる、上は国家指導者から下は下級役人を含めて、苛斂誅求を極める腐敗退治に恐怖に駆られていることは想像に難くない。それにしても 900 億元（約 1 兆 5 千億円）という隠匿資産の数字には驚愕を禁じ得ない。「水滸伝」では、梁山泊に集った全ての面々の面倒を見る親分の下で、子分の活躍する模様が生き生きと描かれているが、親分の立場は誠に辛いものがありそうである。ところで、CAAC によれば、‘12 年に北京空港から逃亡した管理職以上の公務員は 354 人で、持ち出された金額は 3000 億元（約 4.8 兆円）、記録に残っていない水面下を含めれば更に数倍とも、猖獗を極めるとは正にこのことか。

（文：東京中国室 顧問 千葉 勝茂）

発 行	高井・岡芹法律事務所 中国室 東京都千代田区九段北 4-1-5 市ヶ谷法曹ビル 902 TEL:03-3230-2331 FAX:03-3230-2395 http://www.law-pro.jp/
	高井・岡芹法律事務所 北京代表処 北京市朝陽区建国門外大街甲 24 号 東海中心 605 室 TEL:010-6515-5830 FAX:010-6515-5831 e-mail: info@takaibj.com
	高井・岡芹法律事務所 上海代表処 上海市人民路 998 号 金天地国際大厦 1205 室 TEL:021-6326-3726 FAX:021-6326-3736 e-mail: nobuo@takai-shanghai.com